

四日市市美容師等の衛生上必要な措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第8号

四日市市美容師等の衛生上必要な措置に関する条例の一部を改正する条例
四日市市美容師等の衛生上必要な措置に関する条例（平成24年四日市市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（美容所について講ずべき措置）</p> <p>第4条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(7)まで （略）</p> <p>(8) 洗髪器には、流水機能を備え、給湯設備を設けること。<u>ただし、市長が衛生上支障がないものとして認められた場合は、洗髪器を設けないことができる。</u></p> <p>(9)から(15)まで （略）</p>	<p>（美容所について講ずべき措置）</p> <p>第4条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(7)まで （略）</p> <p>(8) 洗髪器には、流水機能を備え、給湯設備を設けること。</p> <p>(9)から(15)まで （略）</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（健康福祉部衛生指導課）